

農薬残留対策総合調査の概要

目的

農薬取締法(昭和23年法律第82号)の規定に基づく農薬の登録を保留するかどうかの基準(登録保留基準)及び使用基準等の検証・充実に資するため、農薬の残留実態を、水・土壌・作物等の媒体を総合的に捉え、更に散布方法・剤型、毒性も考慮して把握することを目的として実施。

調査方法

本調査は、環境省において毎年「農薬残留対策総合調査計画」を定め実施しているものである。

公共用水域における水質農薬残留に係る調査については、河川とその関連水系を調査地域とし、環境基準点又は補助点等を調査地点上に選定し、水田や畑地に使用される農薬の分析を実施。

魚類への農薬残留実態調査については、河川を調査地域とし、農薬がまとまって使用される地域に近い環境基準点を調査地点として選定し、河川水、河川底質及び魚類中の農薬を分析。

公表方法

平成15年度より調査結果を、翌年度上半期に環境省HPで公表。公表主体は、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室。

<http://www.env.go.jp/water/noyaku.html>